

銚子信用金庫のすべて

CHOSHI SHINKIN PROFILE 2020

資料編

 **The Choshi Shinkin Bank**
ウレシイ
しんきん <https://www.choshi-shinkin.co.jp/>



Choshi Shinkin Bank



資料編目次

I 財務諸表

主要な事業の状況 1
 貸借対照表 2～5
 損益計算書 6
 剰余金処分計算書 6
 監査報告書 7
 報酬等に関する事項（報酬体系について） 7

II 直近の2事業年度の事業の状況

1. 主要な業務の状況を示す指標
 業務粗利益、業務純益、資金運用・役員取引等利益等 8
 総資金利鞘、総資産利益率 8
 資金運用・調達勘定の平均残高・利息・利回 8
 受取利息および支払利息の増減 8
 2. 預金に関する指標
 預金種類別平均残高 8
 定期預金残高 8
 3. 貸出金に関する指標
 貸出金科目別平均残高 9
 貸出金金利種類別残高 9
 貸出金担保別残高 9
 債務保証見返額担保別残高 9
 貸出金使途別残高 9
 預貸率 9
 貸出金業種別残高と割合 9
 貸倒引当金の内訳 9
 貸出金償却額 9
 4. 有価証券に関する指標
 有価証券残存期間別残高 10
 有価証券種類別平均残高 10
 預証率 10
 有価証券等に関する取得価額、時価、評価損益 11

III 直近の2事業年度における財産の状況

1. リスク管理債権等
 リスク管理債権 12
 金融再生法に基づく開示債権 12
 2. 自己資本の充実の状況等
 自己資本の構成に関する事項 13
 自己資本の充実度に関する事項 14
 信用リスクに関する事項 14～15
 信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高 15
 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、貸出金償却の残高等 16
 リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等 16
 信用リスク削減手法に関する事項 17
 派生商品取引等の取引相手のリスクに関する事項 17～18
 証券化エクスポージャーに関する事項 18
 出資等エクスポージャーに関する事項 18
 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 18
 オペレーショナル・リスクに関する事項 19
 金利リスクに関する事項 19

IV その他

用語解説 20
 信用金庫法施行規則に基づく開示項目 21

※当金庫は国内業務部門のみで、国際業務部門はありません。
 ※当金庫は特定取引取引にかかる商品有価証券等を保有していません。
 ※記載金額、諸比率等は単位未満切捨ての上、表示しています。

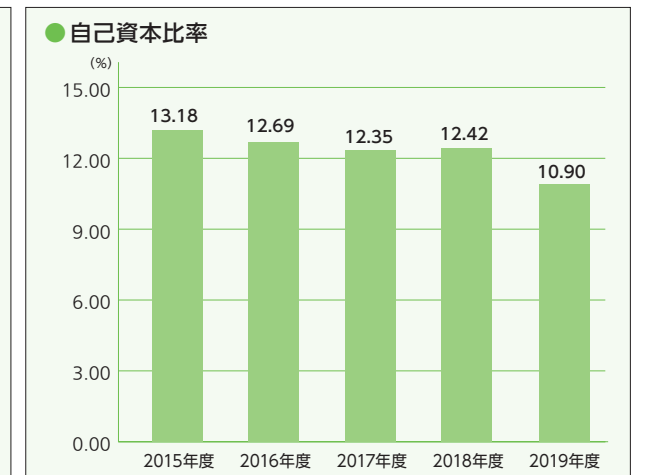
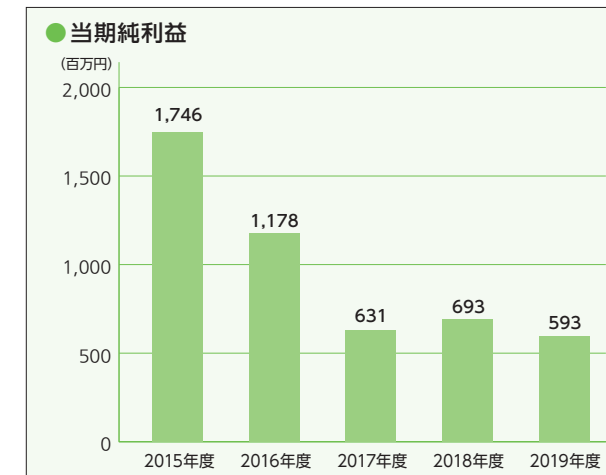
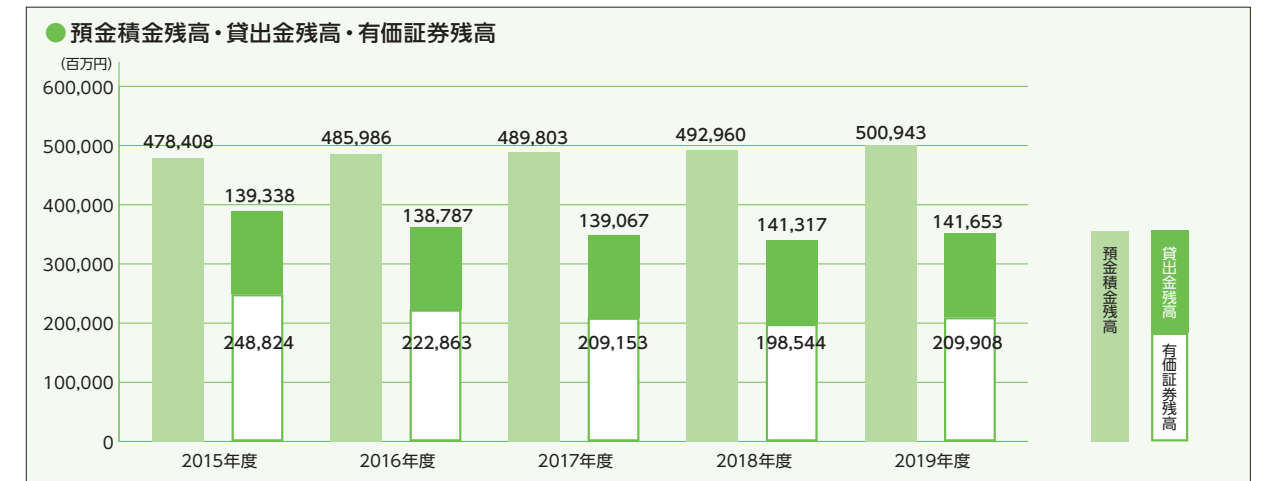
■ 主要な事業の状況

単位/百万円

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
経常収益	6,991	6,261	5,511	5,673	5,636
経常利益	1,844	1,330	653	936	853
当期純利益	1,746	1,178	631	693	593
純資産額	24,436	23,258	24,131	24,765	21,252
総資産額	506,935	512,987	516,988	520,744	523,602
預金積金残高	478,408	485,986	489,803	492,960	500,943
貸出金残高	139,338	138,787	139,067	141,317	141,653
有価証券残高	248,824	222,863	209,153	198,544	209,908
普通出資総額	2,548	2,563	2,552	2,522	2,500
普通出資総口数(千口)	50,977	51,279	51,046	50,453	50,004
普通出資に対する配当金	25	25	25	25	25
優先出資総額(※)	6,450	5,400	5,400	5,400	4,350
優先出資総口数(千口)	21,500	18,000	18,000	18,000	14,500
優先出資に対する配当金	129	108	108	108	87
自己資本比率(%)	13.18	12.69	12.35	12.42	10.90
役員数(人)	12	15	15	13	13
うち常勤役員数(人)	6	8	8	6	6
職員数(人)	413	419	414	418	419
取引顧客数(人)	247,306	244,485	239,016	233,065	225,520
会員数(人)	35,934	35,512	35,015	34,420	33,831

※ 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(1993年(平成5年)5月12日公布法律第44号)第15条第1項第1号の規定に基づき、発行済優先出資のうち6,300百万円を消却しております。(2012年7月9日に2,100百万円、2016年8月5日に2,100百万円、2019年8月2日に2,100百万円。)優先出資の消却を受け、貸借対照表上、優先出資に計上していた3,150百万円を、その他の出資金に振り替えて計上しています。

業績の推移





貸借対照表

単位/百万円

科 目	2019年3月末	2020年3月末
(資産の部)		
現金	5,515	5,693
預け金	170,888	160,641
買入金銭債権	323	488
有価証券	198,544	209,908
国債	22,664	23,266
地方債	76,250	77,523
社債	56,311	65,889
株式	315	163
その他の証券	43,002	43,065
貸出金	141,317	141,653
割引手形	732	614
手形貸付	11,853	13,350
証書貸付	121,897	120,665
当座貸越	6,833	7,022
その他資産	3,043	2,950
未決済為替貸	102	76
信金中金出資金	2,193	2,193
前払費用	—	6
未収収益	533	477
その他の資産	213	196
有形固定資産	4,175	4,380
建物	1,630	1,922
土地	2,196	2,139
リース資産	8	5
建設仮勘定	83	—
その他の有形固定資産	258	312
無形固定資産	122	110
ソフトウェア	59	48
その他の無形固定資産	62	62
繰延税金資産	—	167
債務保証見返	267	325
貸倒引当金	△ 3,454	△ 2,718
(うち個別貸倒引当金)	(△ 2,626)	(△ 2,025)
資産の部合計	520,744	523,602

2005年(平成17年)3月31日に信金中央金庫に対して発行した優先出資150億円につきましては、協同組織金融機関の優先出資に関する法律(1993年(平成5年)5月12日公布法律第44号)第15条第1項第1号の規定に基づき、発行済優先出資のうち6,300百万円を消却しております。(2012年7月9日に2,100百万円、2016年8月5日に2,100百万円、2019年8月2日に2,100百万円。)優先出資の消却を受け、貸借対照表上、優先出資に計上していた3,150百万円を、その他の出資金に振り替えて計上しています。

単位/百万円

科 目	2019年3月末	2020年3月末
(負債の部)		
預金積金	492,960	500,943
当座預金	6,191	6,000
普通預金	211,820	224,405
貯蓄預金	1,447	1,400
通知預金	774	978
定期預金	254,172	249,067
定期積金	16,034	15,453
その他の預金	2,518	3,636
借入金	86	121
借入金	86	121
その他負債	556	445
未決済為替借	237	137
未払費用	130	113
給付補填備金	7	6
未払法人税等	16	16
前受収益	82	92
払戻未済金	29	22
職員預り金	15	18
リース債務	8	5
その他の負債	28	32
賞与引当金	141	145
退職給付引当金	1,296	105
役員退職慰労引当金	19	23
睡眠預金払戻損失引当金	107	72
偶発損失引当金	28	73
債務保証損失引当金	0	0
繰延税金負債	419	—
再評価に係る繰延税金負債	95	95
債務保証	267	325
負債の部合計	495,978	502,349
(純資産の部)		
出資金	10,022	10,000
普通出資金	2,522	2,500
優先出資金	5,400	4,350
その他の出資金	2,100	3,150
資本剰余金	1,033	1,033
資本準備金	1,033	1,033
利益剰余金	9,934	8,287
利益準備金	1,722	1,792
その他利益剰余金	8,212	6,495
特別積立金	7,269	5,762
(優先出資消却積立金)	(7,269)	(5,762)
当期末処分剰余金	943	733
処分未済持分	△ 0	△ 0
会員勘定合計	20,990	19,321
その他有価証券評価差額金	3,529	1,684
土地再評価差額金	246	246
評価・換算差額等合計	3,775	1,931
純資産の部合計	24,765	21,252
負債及び純資産の部合計	520,744	523,602

貸借対照表の注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有価証券運用を主目的とする合同運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、上記2.と同じ方法により行っております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります
 - 建物 34年~47年
 - その他 3年~6年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約に残留保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載している直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権のうち、総与信額が一定額以上の破綻懸念先及び未保全額が一定額以上の破綻懸念先については、債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積った上で、当該キャッシュ・フローの金額と債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しております。さらに、前記の総与信額が一定額以上の破綻懸念先のうち、経営改善計画等の策定により債務者区分が「その他要注意先」に上位遷移した先については、原則として当該経営改善計画等の期間内においては、未保全額に対し前記の引当額算出方法を準用して貸倒引当金を算出し、一般貸倒引当金として計上することとしております。その他の破綻懸念先については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。すべての債権は、予め定めている自己査定基準に基づき、営業関連部門が一次査定を実施し、自己査定管理部門が二次査定を実施、当該両部門から独立した自己査定の検証部門が資産査定結果を監査しております。なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は28,437百万円であります。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。数理計算上の差異 各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、発生の際の翌事業年度から損益処理

当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

①制度全体の積立状況に関する事項(2019年3月31日現在)	
年金資産の額	1,650,650百万円
年金財政計算上の数理債務の額	
と最低責任準備金の額との合計額	1,782,453百万円
差引額	△131,803百万円

②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(2019年3月31日現在)
0.36%

- 補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高180,752百万円及び別途積立金48,949百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金68百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じて算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合と一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 債務保証損失引当金は保証債務の履行に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額124百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額5,692百万円
- 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、電子計算機及び営業用自動車については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
- 貸出金のうち、破綻先債権額は145百万円、延滞債権額は6,296百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(1965年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1百万円であります。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は302百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は6,745百万円であります。
なお、19.から22.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は614百万円であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。
銚子市水道事業等収納事務の担保に供している資産
有価証券 299百万円
現金 24百万円
定期預金 11百万円
上記のほか、為替決済、当座借越等の取引の担保として、預け金7,726百万円を差入れています。
- 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日 平成11年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4項に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算等により合理的な調整を行って算出しております。



同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額は△348百万円であります。

26. 出資1口当たりの純資産額 249円29銭

27. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として貸出金、有価証券、預け金です。これらは、それぞれ信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、信用リスク管理に関する諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、常勤会や理事会にて審議・報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合企画部リスク統括課において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

当金庫は、市場リスクを的確に把握し厳正に管理するため、市場リスク管理に関する諸規程を整備し、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しております。

また、当金庫は、統合リスク管理の枠組みにおいて、毎期、理事会が自己資本との整合性を確認したうえで市場リスク限度枠を設定し、その状況を総合企画部リスク統括課が月次でモニタリングすることにより、市場リスク量を適切にコントロールしております。

<市場リスクに係る定量的情報>

当金庫において、市場リスクの影響をうける主たる金融商品は、「預け金」「有価証券」「貸出金」「預金」「借入金」です。これら金融資産、金融負債の市場リスクについて、VaR(観測期間は5年、保有期間は120日、信頼区間は99%、分散・共分散法)を用いて、定量的に分析を行っております。

当該リスク量の算出に当たっては、各種リスクファクターに対する感応度及び各種リスクファクターの相関を考慮した変動性を用いております。2020年3月31日において、当該リスク量の大きさは6,024百万円となっております。

市場VaRは、過去の計測データから統計的手法により計測された推計値であるため、計測されたリスク量と実際の損益データとを四半期毎に事後的に検証し、使用する計測モデルの妥当性について確認しております。また、当該検証結果を受け、使用するモデルの精度を確保するため、補正に必要な乗数を用いて市場VaRを算出しております。

ただし、当該リスク量は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を算出しているため、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスク量は捕捉できない可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

これらの情報は総合企画部を通じ、常勤会において定期的に報告されております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金、預け金、預金積金、借入金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

28. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(*1)	160,641	160,990	348
(2) 有価証券	209,868	211,481	1,613
売買目的有価証券	—	—	—
満期保有目的の債券	90,987	92,600	1,613
その他有価証券	118,880	118,880	—
(3) 貸出金(*1)	141,653	—	—
貸倒引当金(*2)	△ 2,718	—	—
差 引	138,935	141,882	2,947
金融資産計	509,444	514,353	4,908
(1) 預金積金(*1)	500,943	501,389	446
(2) 借入金(*1)	121	126	5
金融負債計	501,064	501,515	451

(*1) 貸出金、預け金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利(LIBOR、SWAP)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については29.及び30.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額

②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③①②以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(LIBOR、SWAP)で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利(LIBOR、SWAP)を用いております。

(2) 借入金

借入金は、変動金利によるものはありません。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利(LIBOR、SWAP)で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	40
合 計	40

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

29. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」が含まれております。以下、30.まで同様であります。

金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金	137,141	22,500	1,000	—
有価証券	22,340	101,766	46,861	21,547
満期保有目的の債券	18,111	48,241	21,433	3,200
その他有価証券のうち満期があるもの	4,228	53,524	25,428	18,347
貸出金(*)	37,225	42,279	26,505	27,933
合 計	196,706	166,545	74,366	49,480

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(*)	438,256	62,109	28	548
借入金	65	39	16	—
合 計	438,322	62,148	44	548

(*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

満期保有目的の債券 (単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	10,618	10,985	367
	地方債	64,333	65,388	1,054
	短期社債	—	—	—
	社債	6,734	6,833	99
	その他	5,801	5,932	131
	小 計	87,487	89,140	1,653
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	3,500	3,460	△ 39
	小 計	3,500	3,460	△ 39
合 計		90,987	92,600	1,613

その他有価証券 (単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	123	58	65
	債券	57,507	56,163	1,344
	国債	11,650	10,975	675
	地方債	12,185	11,906	278
	短期社債	—	—	—
	社債	33,671	33,281	389
	その他	13,121	10,659	2,461
小 計	70,752	66,881	3,870	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	27,486	27,797	△ 311
	国債	998	1,007	△ 9
	地方債	1,005	1,022	△ 17
	短期社債	—	—	—
	社債	25,483	25,767	△ 284
	その他	20,642	21,871	△ 1,229
小 計	48,128	49,669	△ 1,540	
合 計		118,880	116,550	2,330

30. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	133	87	—
債券	—	—	—
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	433	13	29
合 計	566	100	29

31. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は19,071百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが、11,919百万円あります。(除く総合口座)

なお、これらの契約の多くは、融資実行されず終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

32. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	151
貸倒引当金損金算入限度額超過額	8,364
退職給付引当金損金算入限度額超過額	361
未収利息損金算入限度額超過額	41
減損処理損失損金算入限度額超過額	179
減価償却費損金算入限度額超過額	62
その他	99
繰延税金資産小計	9,260
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△ 27
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 8,420
評価性引当額小計(注)	△ 8,447
繰延税金資産合計	813
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	645
繰延税金負債合計	645
繰延税金資産の純額	167

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額
当事業年度(2020年3月31日)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(*)	52	—	—	—	—	99	151
評価性引当額	—	—	—	—	—	27	27
繰延税金資産	52	—	—	—	—	71	124

(*) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

33. 追加情報

(その他の出資金)

その他の出資金は、協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成5年5月12日公布法律第44号)第15条第1項第1号の規定に基づく優先出資の消却に対応して優先出資金から振り替えて計上した3,150百万円であります。



損益計算書

科目	2018年度	2019年度
経常収益	5,673,514	5,636,035
資金運用収益	4,482,802	4,382,150
貸出金利息	2,502,222	2,425,911
預け金利息	200,353	184,263
有価証券利息配当金	1,724,873	1,715,030
その他の受入利息	55,352	56,944
役員取引等収益	492,133	499,574
受入為替手数料	242,793	250,103
その他の役員収益	249,339	249,471
その他業務収益	19,879	23,046
国債等債券売却益	735	—
外国為替売却益	589	—
その他の業務収益	18,555	23,046
その他経常収益	678,698	731,263
貸倒引当金戻入益	121,826	256,514
償却債権取立益	329,442	369,793
株式等売却益	208,599	100,835
その他の経常収益	18,830	4,121
経常費用	4,737,238	4,782,588
資金調達費用	79,730	71,274
預金利息	72,421	64,696
給付補填備金繰入額	4,282	4,649
借入金利息	2,935	1,836
その他の支払利息	91	91
役員取引等費用	334,634	339,168
支払為替手数料	89,301	89,811
その他の役員費用	245,332	249,357
その他業務費用	86,564	1,835
国債等債券償還損	82,230	—
外国為替売却損	—	55
その他の業務費用	4,334	1,779

損益計算書の注記

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口あたりの当期純利益金額 10円08銭
- 当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
銚子市	支店	土地・建物	93,171千円
大多喜町	支店	土地・建物等	13,797千円
合計			106,968千円

営業用店舗については、営業店(本店、各支店)毎に継続的な収支の把握を行っていることから各営業店を、グルーピングの最小単位としております。

本部、研修センター、保養所等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

当期の減損損失の測定に使用した回収可能額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は不動産鑑定評価等に基づき算出しております。

剰余金処分計算書

科目	2018年度 金額	2019年度 金額
当期末処分剰余金	943,171,280	733,899,896
剰余金処分額	803,225,787	622,000,974
利益準備金	70,000,000	60,000,000
普通出資に対する配当金	(年1.0%) 25,225,787	(年1.0%) 25,000,974
優先出資に対する配当金	(年1.0%) 108,000,000	(年1.0%) 87,000,000
特別積立金	600,000,000	450,000,000
(優先出資消却積立金)	(600,000,000)	(450,000,000)
次期繰越金	139,945,493	111,898,922

2019年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)

並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

2020年6月18日

科目	2018年度	2019年度
経費	4,053,700	4,140,997
人件費	2,629,636	2,688,375
物件費	1,359,781	1,392,371
税金	64,282	60,250
その他経常費用	182,609	229,312
貸倒引当金繰入額	—	—
貸出金償却	25,776	176,667
株式等売却損	84,243	29,086
株式等償却	—	513
その他資産償却	1,910	4,840
その他の経常費用	70,678	18,205
経常利益	936,275	853,447
特別利益	30,432	—
固定資産処分益	30,432	—
その他の特別利益	—	—
特別損失	102,164	118,813
固定資産処分損	12,547	11,844
減損損失	89,617	106,968
税引前当期純利益	864,543	734,634
法人税、住民税及び事業税	15,911	20,679
法人税等調整額	155,176	120,000
法人税等合計	171,087	140,679
当期純利益	693,455	593,954
繰越金(当期首残高)	184,922	139,945
土地再評価差額金取崩額	64,793	—
優先出資消却積立金取崩額	—	2,107,134
自己優先出資消却額(△)	—	2,107,134
当期末処分剰余金	943,171	733,899

2019年度における「特別損失」は、減損損失及び土地再評価差額金取崩額等によるものであります。また、繰越金及び繰越利益剰余金の繰上りによるものであります。

2019年度における「特別利益」は、固定資産売却益によるものであります。また、繰越金及び繰越利益剰余金の繰上りによるものであります。

2019年度における「特別損失」は、減損損失及び土地再評価差額金取崩額等によるものであります。また、繰越金及び繰越利益剰余金の繰上りによるものであります。

2019年度における「特別利益」は、固定資産売却益によるものであります。また、繰越金及び繰越利益剰余金の繰上りによるものであります。

2019年度における「特別損失」は、減損損失及び土地再評価差額金取崩額等によるものであります。また、繰越金及び繰越利益剰余金の繰上りによるものであります。

2019年度における「特別利益」は、固定資産売却益によるものであります。また、繰越金及び繰越利益剰余金の繰上りによるものであります。

2019年度における「特別損失」は、減損損失及び土地再評価差額金取崩額等によるものであります。また、繰越金及び繰越利益剰余金の繰上りによるものであります。

2019年度における「特別利益」は、固定資産売却益によるものであります。また、繰越金及び繰越利益剰余金の繰上りによるものであります。

2019年度における「特別損失」は、減損損失及び土地再評価差額金取崩額等によるものであります。また、繰越金及び繰越利益剰余金の繰上りによるものであります。

2019年度における「特別利益」は、固定資産売却益によるものであります。また、繰越金及び繰越利益剰余金の繰上りによるものであります。

2019年度における「特別損失」は、減損損失及び土地再評価差額金取崩額等によるものであります。また、繰越金及び繰越利益剰余金の繰上りによるものであります。

2019年度における「特別利益」は、固定資産売却益によるものであります。また、繰越金及び繰越利益剰余金の繰上りによるものであります。

2019年度における「特別損失」は、減損損失及び土地再評価差額金取崩額等によるものであります。また、繰越金及び繰越利益剰余金の繰上りによるものであります。

2019年度における「特別利益」は、固定資産売却益によるものであります。また、繰越金及び繰越利益剰余金の繰上りによるものであります。

2019年度における「特別損失」は、減損損失及び土地再評価差額金取崩額等によるものであります。また、繰越金及び繰越利益剰余金の繰上りによるものであります。

2019年度における「特別利益」は、固定資産売却益によるものであります。また、繰越金及び繰越利益剰余金の繰上りによるものであります。

2019年度における「特別損失」は、減損損失及び土地再評価差額金取崩額等によるものであります。また、繰越金及び繰越利益剰余金の繰上りによるものであります。

2019年度における「特別利益」は、固定資産売却益によるものであります。また、繰越金及び繰越利益剰余金の繰上りによるものであります。

2019年度における「特別損失」は、減損損失及び土地再評価差額金取崩額等によるものであります。また、繰越金及び繰越利益剰余金の繰上りによるものであります。

2019年度における「特別利益」は、固定資産売却益によるものであります。また、繰越金及び繰越利益剰余金の繰上りによるものであります。

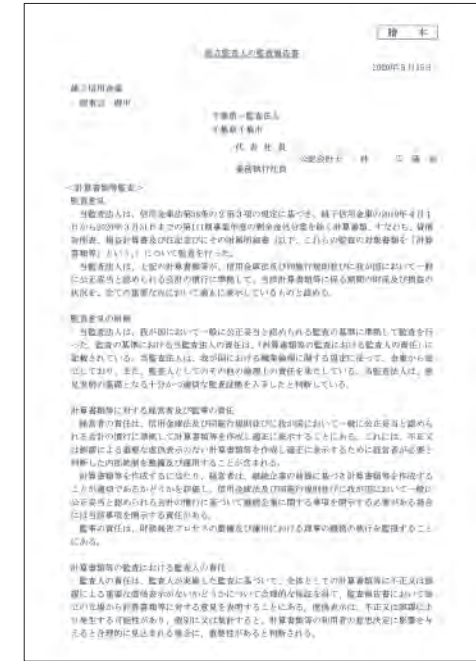
2019年度における「特別損失」は、減損損失及び土地再評価差額金取崩額等によるものであります。また、繰越金及び繰越利益剰余金の繰上りによるものであります。

2019年度における「特別利益」は、固定資産売却益によるものであります。また、繰越金及び繰越利益剰余金の繰上りによるものであります。

銚子信用金庫
理事長 **松岡 明夫**

監査報告書

2020年6月17日開催の第111期通常総代会で承認を得た貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、千葉第一監査法人の監査を受けています。



報酬等に関する事項(報酬体系について)

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」および

「賞与」、在任期間中の職務執行および特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されています。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬および賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬および賞与については、総代会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しています。そのうえで、各理事の基本報酬額については役位や在任年数等を、各監事の基本報酬額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しています。また、各監事の基本報酬額および賞与額については監事の協議により決定しています。

【退職慰労金】

退職慰労金については、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っています。なお、当金庫では、対象役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めています。
a. 決定方法 b. 決定時期と支払時期

(2) 2019年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	64

(注) 1. 対象役員に該当する理事は5名、監事は1名です。
2. 左記の内訳は、「基本報酬」60百万円、「退職慰労金」4百万円となっています。なお、「退職慰労金」は、当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の額です。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等」の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件(2012年(平成

24年)3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号および第6号ならびに第3条第1項第3号および第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役員等であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受け取る者のうち、当金庫の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、2019年度において、対象職員等に該当する者はおりませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含まれています。
2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。当金庫は、連結子法人等に該当するものではありません。
3. 「同等額」は、2019年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としてしています。
4. 2019年度において、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受け取る者はおりませんでした。



1. 主要な業務の状況を示す指標

■業務粗利益・業務粗利益率・資金運用利益 ・役員取引等利益・その他業務利益

区分	2018年度		2019年度	
	金額	千円	金額	千円
資金運用収益	4,482,802		4,382,150	
資金調達費用 (金銭の信託運用見合費用)	79,730		71,274	
資金運用利益	4,403,071		4,310,875	
役員取引等収益	492,133		499,574	
役員取引等費用	334,634		339,168	
役員取引等利益	157,499		160,406	
その他業務収益	19,879		23,046	
その他業務費用	86,564		1,835	
その他業務利益	△ 66,684		21,211	
業務粗利益	4,493,886		4,492,493	
業務粗利益率	0.88%		0.87%	

■業務純益・実質業務純益・コア業務純益

区分	2018年度		2019年度	
	金額	千円	金額	千円
業務純益			355,696	
実質業務純益			355,696	
コア業務純益			355,696	
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く)			345,096	

(注) 1. 銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(令和元年9月13日)による改正を受け、2019年度より開示することとなりました。開示初年度につき、2019年度分のみ開示しております。
2. 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)
3. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額
4. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益

■総資金利鞘、総資産利益率

区分	2018年度	2019年度
資金運用利回	0.88	0.85
資金調達原価率	0.83	0.84
総資金利鞘	0.04	0.01
総資産経常利益率	0.18	0.16
総資産当期純利益率	0.13	0.11

■資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高・利息・利回

区分	平均残高		利息		利回	
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
うち貸出金	138,446	140,748	2,502,222	2,425,911	1.80	1.72
うち預け金	165,194	166,901	200,353	184,263	0.12	0.11
うち有価証券	201,845	200,615	1,724,873	1,715,030	0.85	0.85
資金運用勘定	507,857	510,948	4,482,802	4,382,150	0.88	0.85
うち預金積金	494,334	498,304	76,704	69,346	0.01	0.01
うち借入金	136	83	2,935	1,836	2.14	2.19
資金調達勘定	494,489	498,406	79,730	71,274	0.01	0.01

■受取利息および支払利息の増減

区分	2018年度			2019年度				
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減		
貸出金利息	2,502,222	39,035 △ 142,445	△ 103,410	2,425,911	41,612 △ 117,923	△ 76,310		
預け金利息	200,353	10,370	2,944	13,314	184,263	2,071 △ 18,161	△ 16,090	
有価証券利息配当金	1,724,873	△ 68,169	13,158	△ 55,010	1,715,030	△ 10,513	670 △ 9,842	
その他の受入利息	55,352	2,852	△ 1,895	957	56,944	7,270	△ 5,678	1,591
受取利息	4,482,802	25,661 △ 169,810	△ 144,149	4,382,150	27,286 △ 127,938	△ 100,651		
預金利息	76,704	455	△ 16,656	△ 16,200	69,346	616	△ 7,973	△ 7,357
借入金利息	2,935	△ 9,782	256	△ 9,526	1,836	△ 1,141	42	△ 1,098
その他の支払利息	91	5	0	5	91	0	0	0
支払利息	79,730	409 △ 26,130	△ 25,720	71,274	631	△ 9,086	△ 8,455	

(注) 残高および利率の増減要因が重なる部分については、残高による増減要因に含めています。

2. 預金に関する指標

■預金種類別平均残高

区分	2018年度	2019年度
流動性預金	220,489	228,863
うち有利息預金	189,243	197,052
定期性預金	273,844	269,440
固定金利定期預金	273,800	269,399
変動金利定期預金	44	41
その他	—	—
計	494,334	498,304
譲渡性預金	—	—
合計	494,334	498,304

(注) 1. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金+別段預金+納税準備預金
2. 定期性預金=定期預金+定期積金

■定期預金残高

区分	2018年度	2019年度
固定金利定期預金	254,128	249,027
変動金利定期預金	44	39
その他	—	—
定期預金計	254,172	249,067

(注) 1. 固定金利定期預金
=預入時に満期までの利率が確定する定期預金
2. 変動金利定期預金
=預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

3. 貸出金に関する指標

■貸出金科目別平均残高

区分	2018年度	2019年度
割引手形	706	628
手形貸付	10,471	11,435
証書貸付	120,837	122,175
当座貸越	6,430	6,508
貸出金合計	138,446	140,748

■貸出金担保別残高

区分	2018年度	2019年度
当金庫預金積金	1,815	1,769
有価証券	33	14
動産	173	133
不動産	23,519	22,066
その他	20	—
小計	25,562	23,983
信用保証協会・信用保険	42,284	42,313
保証	38,614	40,327
信用	34,856	35,028
合計	141,317	141,653

■貸出金使途別残高

区分	2018年度	2019年度
設備資金	64,375	64,338
運転資金	76,942	77,315
貸出金合計	141,317	141,653

■貸出金金利種別残高

区分	2018年度	2019年度
変動金利	62,512	62,457
固定金利	78,804	79,196
貸出金合計	141,317	141,653

■債務保証見返額担保別残高

区分	2018年度	2019年度
当金庫預金積金	1	2
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	57	57
その他	—	—
小計	58	59
信用保証協会・信用保険	32	28
保証	172	180
信用	3	56
合計	267	325

■預貸率

区分	2018年度	2019年度
末残	28.66	28.27
平残	28.00	28.24

■貸出金業種別残高および貸出金の総額に占める割合

業種区分	2018年度			2019年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	412	14,439	10.21	391	14,571	10.28
農業、林業	259	1,941	1.37	256	2,051	1.44
漁業	24	1,574	1.11	26	1,490	1.05
鉱業、採石業、砂利採取業	1	9	0.00	1	8	0.00
建設業	784	11,384	8.05	748	11,481	8.10
電気・ガス・熱供給・水道業	31	1,060	0.75	37	1,164	0.82
情報通信業	6	194	0.13	8	206	0.14
運輸業、郵便業	133	3,415	2.41	129	3,391	2.39
卸売業、小売業	673	17,599	12.45	657	17,424	12.30
金融・保険業	23	10,154	7.18	21	9,132	6.44
不動産業	317	13,644	9.65	306	13,686	9.66
物品賃貸業	14	322	0.22	12	219	0.15
学術研究、専門・技術サービス業	42	293	0.20	43	322	0.22
宿泊業	40	2,225	1.57	42	2,898	2.04
飲食業	250	1,711	1.21	233	1,573	1.11
生活関連サービス業、娯楽業	182	1,380	0.97	170	1,350	0.95
教育、学習支援業	17	342	0.24	15	364	0.25
医療・福祉	89	2,970	2.10	89	3,279	2.31
その他のサービス	212	3,888	2.75	198	3,970	2.80
小計	3,509	88,552	62.66	3,382	88,587	62.53
国・地方公共団体	20	11,982	8.47	19	13,056	9.21
個人(住宅・消費・納税資金等)	13,697	40,781	28.85	13,020	40,010	28.24
合計	17,226	141,317	100.00	16,421	141,653	100.00

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

■貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	
			目的使用	その他		
一般貸倒引当金	2018年度	1,014	828	—	1,014	
	2019年度	828	693	—	828	
個別貸倒引当金	2018年度	2,591	63	28	2,626	
	2019年度	2,626	△ 121	479	—	2,025
合計	2018年度	3,605	892	28	1,014	3,454
	2019年度	3,454	571	479	828	2,718

■貸出金償却の額

区分	2018年度	2019年度
貸出金償却額	25	176



4. 有価証券に関する指標

■有価証券の残存期間別残高

単位/百万円

区分	2018年度							合計
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	
国債	200	517	10,359	1,949	6,171	3,465	—	22,664
地方債	1,654	36,709	11,848	24,201	196	1,639	—	76,250
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
政府保証債	457	1,101	1,838	730	223	—	—	4,352
公社・公団債	1,700	900	4,174	5,845	220	1,380	—	14,220
金融債	—	—	302	—	—	—	—	302
事業債	3,002	13,022	14,173	2,181	710	4,345	—	37,435
株式	—	—	—	—	—	—	315	315
外国証券	6,933	4,999	4,988	2,022	5,316	5,639	2,215	32,113
投資信託	—	—	599	—	1,861	—	8,411	10,872
その他の証券	—	—	—	—	—	—	15	15
合計	13,949	57,250	48,284	36,931	14,700	16,471	10,957	198,544

単位/百万円

区分	2019年度							合計
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	
国債	—	9,307	2,573	2,414	4,897	4,074	—	23,266
地方債	13,599	34,170	8,861	16,742	1,803	2,346	—	77,523
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
政府保証債	308	2,185	951	279	196	—	—	3,921
公社・公団債	800	4,252	5,814	—	1,456	695	—	13,018
金融債	—	301	—	—	—	—	—	301
事業債	3,905	16,779	9,359	5,651	7,585	5,366	—	48,647
株式	—	—	—	—	—	—	163	163
外国証券	4,201	800	6,838	1,621	4,745	7,628	5,607	31,443
投資信託	—	578	—	—	2,153	—	8,874	11,606
その他の証券	—	—	—	—	—	—	15	15
合計	22,816	68,374	34,399	26,708	22,838	20,110	14,660	209,908

■有価証券種類別平均残高

単位/百万円

区分	2018年度	2019年度
国債	22,128	22,122
地方債	79,545	75,326
短期社債	—	—
政府保証債	5,873	4,115
公社・公団債	15,626	12,876
金融債	300	300
事業債	37,114	43,697
株式	203	125
外国証券	32,677	33,375
投資信託	8,357	8,659
その他の証券	17	16
合計	201,845	200,615

■預証率

単位/%

区分	2018年度	2019年度
末残	40.27	41.90
平残	40.83	40.25

■有価証券等に関する取得価額または契約価額、時価および評価損益

【有価証券】

満期保有目的の債券で時価のあるもの

単位/百万円

区分	2018年度					2019年度				
	貸借対照表 計上額	時価	差額	うち益	うち損	貸借対照表 計上額	時価	差額	うち益	うち損
国債	10,633	11,135	501	501	—	10,618	10,985	367	367	—
地方債	65,708	67,385	1,676	1,676	—	64,333	65,388	1,054	1,054	—
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	9,391	9,569	178	178	—	6,734	6,833	99	99	—
その他	13,602	13,809	206	238	31	9,301	9,393	91	131	39
合計	99,336	101,900	2,563	2,595	31	90,987	92,600	1,613	1,653	39

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいています。
2. 上記の「その他」は、外国証券等です。

■その他有価証券で時価のあるもの

単位/百万円

区分	2018年度					2019年度				
	取得原価 (償却原価)	貸借対照表 計上額	評価差額	うち益	うち損	取得原価 (償却原価)	貸借対照表 計上額	評価差額	うち益	うち損
株式	103	274	171	171	—	58	123	65	65	—
債券	67,751	69,493	1,741	1,746	5	83,961	84,993	1,032	1,344	311
国債	11,220	12,031	810	810	—	11,982	12,648	666	675	9
地方債	10,215	10,542	326	326	0	12,929	13,190	261	278	17
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	46,315	46,919	604	609	5	59,049	59,154	105	389	284
その他	26,415	29,384	2,968	3,139	170	32,515	33,748	1,232	2,461	1,229
合計	94,270	99,151	4,881	5,057	176	116,535	118,865	2,330	3,870	1,540

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいています。
2. 上記の「その他」は、外国証券および投資信託等です。

■時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の貸借対照表計上額

単位/百万円

	2018年度	2019年度
その他有価証券の非上場株式	40	40
その他有価証券のその他の証券	15	15

■売買目的有価証券

2018年度および2019年度とも該当ありません。

■子会社・子法人等株式および関連法人株式

2018年度および2019年度とも該当ありません。

【金銭の信託】

■運用目的の金銭の信託

2018年度および2019年度とも該当ありません。

■満期保有目的の金銭の信託

2018年度および2019年度とも該当ありません。

■その他の金銭の信託

2018年度および2019年度とも該当ありません。

【デリバティブ取引等】

■信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に掲げる取引(デリバティブ取引等)

2018年度および2019年度とも該当ありません。



1. リスク管理債権等

■ リスク管理債権

信用金庫法に基づくリスク管理債権については、自己査定における破綻先に対する貸出金を「破綻先債権」、実質破綻先・破綻懸念先に対する貸出金を「延滞債権」として開示しています。

リスク管理債権の残高は、貸出金の回収可能性の有無に関係なく、貸出金の総額を開示しています。その基準は、以下のとおりです。

破綻先債権	元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち法人税法施行令(1965年(昭和40年)政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。 法人税法施行令に掲げる事由とは、以下のいずれかに該当する債務者の貸出金です。 ①更生手続開始の申立てがあった債務者 ②再生手続開始の申立てがあった債務者 ③破産手続開始の申立てがあった債務者 ④特別清算開始の申立てがあった債務者 ⑤手形交換所による取引停止処分を受けた債務者 ⑥国外にある債務者について、上記に掲げる事由に類する事由が生じた債務者
延滞債権	未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
3か月以上延滞債権	元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しない貸出金です。
貸出条件緩和債権	債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3か月以上の延滞債権に該当しない貸出金です。

	2018年度	2019年度
破綻先債権	180	145
延滞債権	7,780	6,296
3か月以上延滞債権	—	1
貸出条件緩和債権	260	302
開示額合計	8,220	6,745

■ 金融再生法に基づく開示債権

金融再生法に基づく開示債権では、自己査定に基づく破綻先・実質破綻先債権を「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、破綻懸念先債権を「危険債権」、要注意先債権のうち「3か月以上延滞債権」「貸出条件緩和債権」を「要管理債権」、その他の債権を

「正常債権」として開示しています。金融再生法における資産の開示対象は、貸出金、債務保証見返、未収利息、仮払金、貸付有価証券、外国為替であり、貸出金以外の債権も対象になります。

債権区分	2018年度			2019年度		
	残高(a) (うち貸出金以外)	うち保全額(b) 担保、保証額(c) 貸倒引当金(d) 保全率(b/a) 引当率(d/(a-c))	うち貸出金以外	残高(a) (うち貸出金以外)	うち保全額(b) 担保、保証額(c) 貸倒引当金(d) 保全率(b/a) 引当率(d/(a-c))	うち貸出金以外
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	563 (68)	563 474 88 100.00% 100.00%	518 (60)	518 408 110 100.00% 100.00%		
危険債権	7,470 (5)	6,738 4,200 2,537 90.20% 77.62%	5,986 (2)	5,449 3,535 1,914 91.03% 78.11%		
要管理債権	260	167 164 3 64.47% 3.66%	303	168 164 3 55.50% 2.54%		
正常債権	133,457		135,302			
合計 (除く正常債権)	8,294		6,808			
総与信額	141,751		142,110			

(注) 貸倒引当金は個別貸倒引当金および要管理債権に対して計上している一般貸倒引当金です。

2. 自己資本の充実の状況等

自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本については、地域のお客さまによる普通出資金および信用金庫業界の中央機関である信金中央金庫による優先

出資金のほか、利益準備金など当金庫が積み立てているもの等から成り立っています。

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しては、自己資本比率は10.90%と国内金融機関が健全性の基準とする4%を大きく上回っており、経営の健全性・安全性を十分保っています。当金庫では、自己資本の充実度に関する評価については、統合的リスク管理体制を整備し、各種リスクの計測を行うとともに、自己資本との対比分析を行っています。

また、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる事業計画に基づいた業務推進を通じ、安定した利益確保による資本の蓄積を第一義的な施策と考えています。なお、事業計画については、貸出金計画に基づいた利息収入など、足元の状況を十分に踏まえた上で策定し、収益体質の強化と自己資本の充実に向けています。

■ 自己資本の構成に関する事項

項目	2018年度	2019年度
自己資本		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	20,857	19,209
うち、出資金及び資本剰余金の額	11,056	11,033
うち、利益剰余金の額	9,934	8,287
うち、外部流出予定額(△)	133	112
うち、上記以外に該当するものの額	△ 0	△ 0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	828	693
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	828	693
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地の再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額	(イ) 21,685	19,903
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	122	110
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	122	110
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	6	13
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額	(ロ) 128	124
自己資本の額((イ)-(ロ))	(ハ) 21,556	19,778
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	163,204	171,849
資産(オン・バランス)項目	162,689	171,427
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 1,425	△ 1,425
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 1,425	△ 1,425
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オフ・バランス取引等項目	314	315
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	201	107
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	10,235	9,607
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額	(ニ) 173,440	181,457
自己資本比率((ハ)/(ニ))	12.42%	10.90%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫および信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するための基準(2006年(平成18年)金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。



■自己資本の充実度に関する事項

単位/百万円

	2018年度		2019年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本額の合計	163,204	6,528	171,849	6,873
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	158,754	6,350	164,078	6,563
(i) ソプリン向け	2,045	81	1,644	65
(ii) 金融機関向け	39,291	1,571	36,589	1,463
(iii) 法人等向け	48,683	1,947	58,469	2,338
(iv) 中小企業等・個人向け	30,710	1,228	29,883	1,195
(v) 抵当権付住宅ローン	3,288	131	3,095	123
(vi) 不動産取得等事業向け	8,939	357	8,802	352
(vii) 三月以上延滞等	213	8	153	6
(viii) 信用保証協会等による保証付	1,269	50	1,284	51
(ix) 出資等	145	5	99	3
(x) その他	24,166	966	24,056	962
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	5,674	226	9,088	363
ルック・スルー方式	5,674	226	9,088	363
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 1,425	△ 57	△ 1,425	△ 57
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	201	8	107	4
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	10,235	409	9,607	384
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	173,440	6,937	181,457	7,258

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額です。
 3. 「ソプリン向け」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソプリン扱いになっているもの)、国際開発銀行等、国際決済銀行等、信用保証協会等向けエクスポージャーのことです。
 4. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「ソプリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスクを算定しています。
 <オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法>
 粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%
 直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数
 6. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

■信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

リスク管理の方針および手続きの概要

信用リスクとは、貸出等を行っているお取引先や当金庫が投資した有価証券の発行者の倒産・財務状況の悪化等により、貸出資産や有価証券等の価値が減少ないし消失し、当金庫が損失を被るリスクのことです。

当金庫では、「統合的リスク管理方針」に基づき、信用リスクをコントロールすべきリスクと捉え、モンテカルロシミュレーション法によるVaRで計量化したうえで、自己資本の範囲内で設定したリスク限度枠内にコントロールすることにより、過度なリスクテイクを防止する体制としています。

信用リスク管理については、最終意思決定機関である理事会、審議・指示・決定(理事会決議事項を除く)機関である常勤会をはじめ、審査部など本部各部門や融資委員会・ALM委員会など専門的審議機関を設置し、「信用リスク管理方針」のほか各種規程・

貸倒引当金の計上基準

将来予想される損失については、厳格な資産査定を行い、その結果に基づき適正な償却・引当を実施しています。貸倒引当金は、過去の貸倒実績率をもとに予想損失率を求めることにより、今後の予想損失額を算出し、一般貸倒引当金は毎期末に全額を洗替方式により引当を行い、個別貸倒引当金については前期からの自己査定結果の変動を個別に見直して洗替することに

要領に基づき信用リスクの適正な把握・管理に努めています。

貸出等にかかる信用リスク管理は、信用格付・自己査定等に基づく債務者区分に応じて、大口ご融資先や未保全が多額な先に対する与信・管理方針等を常勤会において決定し、定期的な報告を実施するほか、業種別の与信残高や信用コストの状況を把握し、与信が特定のお客さまや業種に集中するリスクを防止する体制としています。

有価証券など市場取引にかかる信用リスク管理は、与信先の信用格付に応じた与信限度枠を設定し、与信集中リスクを防止するとともに、与信先の信用状況の変化により時価が一定の比率以上に下落した場合の損失処理手続を規定化することにより、損失の拡大を防止する体制としています。

より引当を行っております。予想損失額は、債務者区分が正常先から要管理先については、債権総額に対し予想損失率を乗じることにより一般貸倒引当金として算定し、破綻懸念先から破綻先についてはご融資先ごとに予想損失額を算出し個別貸倒引当金として算定しています。それぞれの算定方法および結果については、監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めています。

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、「格付使用基準」で定めている次の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っていません。

- ①(株)格付投資情報センター(R&I)
- ②(株)日本格付研究所(JCR)
- ③ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- ④スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S&P)

■信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高

<地域別・業種別・残存期間別>

単位/百万円

地域区分 業種区分	2018年度					2019年度				
	信用リスクエクスポージャー	信用リスクエクスポージャー期末残高			三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクエクスポージャー期末残高			三月以上延滞エクスポージャー	
		貸出金等、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	債券等	デリバティブ取引		貸出金等、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	債券等	デリバティブ取引		
国内	498,060	141,762	339,346	570	302	462,251	142,116	302,767	304	227
国外	15,277	—	15,177	99	—	12,274	—	12,220	53	—
地域別合計	513,337	141,762	354,524	670	302	474,525	142,116	314,988	357	227
製造業	28,160	14,817	13,239	—	31	24,716	14,929	9,729	—	39
農業、林業	2,599	2,599	—	—	21	2,647	2,647	—	—	20
漁業	1,799	1,799	—	—	—	1,746	1,746	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	9	9	—	—	—	8	8	—	—	—
建設業	13,777	12,974	802	—	92	13,962	13,160	801	—	45
電気・ガス・熱供給・水道業	5,696	1,202	4,493	—	—	5,767	1,294	4,472	—	—
情報通信業	2,312	206	2,105	—	—	2,028	222	1,804	—	—
運輸業、郵便業	7,010	3,660	3,348	—	29	6,734	3,598	3,136	—	1
卸売業、小売業	23,946	18,430	5,515	—	19	22,116	18,305	3,811	—	18
金融業、保険業	204,746	10,284	193,788	670	—	175,272	9,236	165,675	357	—
不動産業	16,812	14,244	2,547	—	22	16,732	14,277	2,434	—	32
物品賃貸業	328	328	—	—	—	224	224	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	421	421	—	—	—	444	444	—	—	—
宿泊業	2,253	2,253	—	—	—	2,922	2,922	—	—	—
飲食業	2,343	2,343	—	—	5	2,183	2,183	—	—	4
生活関連サービス業、娯楽業	3,191	2,075	1,100	—	7	3,109	1,993	1,100	—	13
教育、学習支援業	388	388	—	—	0	403	403	—	—	0
医療・福祉	3,745	3,745	—	—	—	4,031	4,031	—	—	—
その他のサービス	4,319	4,319	—	—	0	4,365	4,365	—	—	0
国・地方公共団体等	139,586	12,004	127,582	—	—	135,082	13,061	122,021	—	—
個人	33,653	33,653	—	—	71	33,059	33,059	—	—	51
その他	16,236	—	—	—	—	16,963	—	—	—	—
業種別合計	513,337	141,762	354,524	670	302	474,525	142,116	314,988	357	227
1年以下	157,418	28,504	128,707	206	—	162,702	29,007	133,617	78	—
1年超3年以下	106,959	11,849	95,007	102	—	101,705	10,995	90,705	4	—
3年超5年以下	63,852	14,676	48,843	8	—	47,272	15,569	31,209	5	—
5年超7年以下	49,499	13,341	36,153	4	—	33,203	12,187	20,960	54	—
7年超10年以下	34,262	17,021	17,126	115	—	32,528	19,269	13,195	64	—
10年超	71,427	55,309	15,884	233	—	67,759	54,114	13,496	149	—
期間の定めのないもの	29,916	1,058	12,801	—	—	29,353	974	11,805	—	—
残存期間別合計	513,337	141,762	354,524	670	—	457,561	142,116	314,988	357	—

- (注) 1. 「貸出金等」は、貸出金、未収利息、仮払金および買入金銭債権(証券化エクスポージャーを除く)です。
 2. 「債権等」とは、債権および預け金です。
 3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーです。
 4. 「その他」は裏付となる個々の資産の全部または一部を把握することや、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。
 具体的には、現金、有形固定資産、信用金庫連合会の対象普通出資等が含まれます。
 5. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。
 6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。



■一般貸倒引当金、個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等(業種別)

	一般貸倒引当金				貸出金等償却	
	期末残高		当期増減額			
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度		
合計	828	693	△ 185	△ 134		
	個別貸倒引当金				貸出金等償却	
	期末残高		当期増減額			
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度		
製造業	501	505	63	3	—	6
農業、林業	17	61	13	43	1	—
漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	159	131	△ 84	△ 27	—	9
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	△ 3	—	—	—
情報通信業	—	—	△ 1	—	—	—
運輸業、郵便業	0	—	△ 0	△ 0	2	3
卸売業、小売業	1,231	581	66	△ 650	—	54
金融業、保険業	0	0	△ 0	△ 0	—	—
不動産業	524	595	25	70	—	65
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—
宿泊業	148	102	△ 0	△ 46	—	—
飲食業	14	18	△ 8	3	0	20
生活関連サービス業、娯楽業	0	0	△ 0	0	—	3
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—
医療・福祉	3	9	△ 1	5	—	—
その他のサービス	1	0	△ 0	△ 0	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—
個人	20	18	△ 30	△ 2	21	12
合計	2,626	2,025	35	△ 601	25	176

単位/百万円

(注) 1. 当金庫は国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しています。
 2. 個別貸倒引当金は、証券化エクスポージャーを除いています。
 3. 貸出金等償却は、貸出金と未収利息です。
 4. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

■リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	格付有り		格付無し	
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
0%	59,495	59,851	86,409	87,659
10%	13,401	12,374	12,721	12,908
20%	26,087	23,440	165,194	155,445
35%	—	—	9,406	8,855
50%	25,078	29,521	17,477	24,192
75%	—	—	30,137	24,630
100%	11,406	16,208	42,825	43,194
150%	—	—	80	44
200%	—	—	—	—
250%	4,512	4,613	4,767	5,289
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	139,982	146,009	369,020	362,219

単位/百万円

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

■信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要

信用リスク削減手法とは、信用リスク・アセット額を算出するにあたり、信用リスクが低いと判断される資産から定められた方法による削減額を控除し、信用リスク・アセット額を軽減できる手法のことです。当金庫における信用リスク削減手法は、適格金融資産担保、貸出金と自金庫預金の相殺および保証を採用

しています。また、担保・保証人を付していただく際には、重要事項の説明義務を果たす一方で、融資判断に際しては、お取引先の業容や財務内容、特にキャッシュフローや資金繰り重視の態勢整備を図っており、担保・保証に過度に依存しない融資推進に努めています。

信用リスク削減手法の内容は次のとおりです。

(1) 適格金融資産担保	(2) 貸出金と自金庫預金の相殺	(3) 保証
貸出等の担保として当金庫預金を差入れている場合に、貸出債権額を上限とし担保額を信用リスク削減額としています。担保の種類は定期預金または定期積金を対象とし、その証書・通帳を当金庫に差入りのうえ、定期預金の元金および定期積金契約上の債権に対し質権を設定する方法と総合口座取引による当座貸越取引により、定期預金に質権を設定する方法があります。与信の限度については、前者は定期預金の元金または定期積金の掛込残高を限度とし、後者は定期預金の元金の90%または200万円のいずれか少ない金額を限度としています。	信用金庫取引約定書または各種契約規定により、お取引先が期限の到来、期限の利益の喪失などにより当金庫の債務の弁済をしなければならない場合は、お取引先の預金またはその他の債権を、その期限のいかんにかかわらず相殺することとなっています。なお、信用リスク削減手法の適用にあたっては、相殺に使用する預金等を定期預金および定期積金とし、信用リスク削減額については、貸出金の残存期間を上回る預金等については全額(定期積金については掛込残高全額)、貸出金の残存期間を下回る預金等については、定められたルールに基づき調整率を乗じた額としています。	国、地方公共団体および一定以上の格付が適格格付機関により付与されている法人が保証している保証債権(保証される部分に限る)については、原資産および債務者のリスク・ウェイトに代えて当該保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

単位/百万円

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保証	
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	1,988	2,170	17,330	24,061		
①ソブリン向け	—	—	—	—		
②金融機関向け	—	—	—	—		
③法人等向け	447	809	—	—		
④中小企業等・個人向け	1,431	1,237	16,860	23,466		
⑤抵当権付住宅ローン	—	—	—	—		
⑥不動産取得等事業向け	88	101	—	—		
⑦三月以上延滞等	—	—	—	—		
⑧出資等	—	—	—	6		
⑨その他	20	21	470	588		

(注) 1. 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
 2. 当金庫は、クレジット・デリバティブについては該当がありませんので省略しています。

■派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払い不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されています。当金庫では、直接的な派生商品取引は行っていませんが、有価証券投資として購入した外国証券と投資信託の裏付け資産の一部に含まれています。

市場リスクについては、市場VaRにより、信用リスクについては、与信相当額を与信額として信用VaRにより、それぞれリスク量を計測し、統合的リスク管理の対象として管理しています。また、1先あたりの与信相当額に対して上限枠を設定し、特定の取引先への与信集中リスクを回避しています。

単位/百万円

	2018年度	2019年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	212	112
グロス再構築の額の合計額およびグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を実算する前の与信相当額を差し引いた額	—	—

(注) グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っています。



単位/百万円

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
①派生商品取引合計	670	357	134	71
(i)外国為替関連取引	—	—	—	—
(ii)金利関連取引	388	282	77	56
(iii)金関連取引	—	—	—	—
(iv)株式関連取引	—	—	—	—
(v)貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
(vi)その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
(vii)クレジット・デリバティブ	281	75	56	15
②長期決済期間取引	—	—	—	—
合計	670	357	134	71

担保の種類別の額	単位/百万円		単位/百万円	
	2018年度	2019年度	プロテクションの購入	プロテクションの提供
	—	—	2018年度	2019年度
			2018年度	2019年度
			5,500	1,500

与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの種類別想定元本額

証券化エクスポージャーに関する事項

証券化エクスポージャーに関する事項

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付に証券として組み

替え、第三者に売却して流動化することを指します。当金庫は、該当がありませんので省略しています。

出資等エクスポージャーに関する事項

銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー

または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要

銀行勘定における出資等または株式等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社株式、株式関連投資信託、上場優先出資証券、その他出資金等が該当します。

株式関連資産に対しては、投資上限額を設定し、株価リスクを限定したうえで運用を行っています。また、統合的リスク管理に

おいても、株価リスクについて金利リスクおよび為替リスク等他の市場リスクとともに市場VaRにより計量化し、理事会で設定されたリスク限度枠に基づき、管理を行っています。

なお、当該取引に係る会計処理については、当金庫が定める「有価証券経理規程」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っています。

出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

区分	その他有価証券で時価のあるもの					その他有価証券で時価のないもの等
	取得原価(償却原価)	貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損	貸借対照表計上額
上場株式等	2018年度	103	274	171	171	—
	2019年度	58	123	65	65	—
非上場株式等	2018年度	—	—	—	—	2,250
	2019年度	—	—	—	—	2,250
合計	2018年度	103	274	171	171	2,250
	2019年度	58	123	65	65	2,250

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいています。
2. 当金庫は、売買目的有価証券については該当がありませんので省略しています。

出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

	売却額	売却益		売却損	株式等償却
		売却益	売却損		
出資等エクスポージャー	2018年度	1,207	208	84	—
	2019年度	566	100	29	0

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	単位/百万円	
	2018年度	2019年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	10,314	15,761
マドレー方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

オペレーショナル・リスクに関する事項

リスク管理の方針および手続きの概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では、「オペレーショナル・リスク管理方針」を定め、その管理体制を整備し、オペレーショナル・リスクの極小化に努めています。具体的には、オペレーショナル・リスクを①事務リスク、②システムリスク、③法務リスク、④人的リスク、⑤有形資産リスク、⑥風評リスクと定義し、リスクごとに管理部門を設置するほか、各リスクを総合的に管理する部門を事務統括部と定め、

オペレーショナル・リスクに関する情報を一元管理できる体制を構築しています。また、本部各部の担当者を委員とするオペレーショナル・リスク管理委員会では、各所属で発生する問題点等の要因分析、再発防止策等の協議を定期的に行うなど、オペレーショナル・リスク削減に向けて実効的かつ組織横断的に取り組んでいます。

オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しています。

金利リスクに関する事項

リスク管理の方針および手続きの概要

金利リスクとは、市場金利が変動することによって、資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク、および資産・負債から生ずる収益・費用が変動し損失を被るリスクをいいます。

当金庫は、金利リスクが経営に与える影響の重大性を認識し、すべての金利感応資産・負債を管理対象としたうえで、適切にコントロールすることを基本方針としており、理事会において決定される資本配賦運営の中で、金利リスクを含めた市場リスク

限度枠(VaR)および銀行勘定の金利リスク限度枠(100BPV)を設定し、遵守状況を月次でモニタリングするとともにアラームポイントを設けて管理しています。

アラームポイントに抵触した場合には、ALM委員会および常勤会に要因分析や見通しを報告するとともに、必要に応じて有価証券の売却やヘッジ取引の活用といった対応策等について協議することとしています。

金利リスクの算定手法の概要

銀行勘定の金利リスクは、資産・負債の将来キャッシュフローを推定し計測していることから、流動性預金の満期の割当て方法や固定金利貸出の期限前返済および定期預金の早期解約

の推定によって、金利リスクが大きく変動することがあります。それらの商品のリスク計測時の主な前提は、以下のとおりです。

- 流動性預金の満期の割当て方法等
流動性預金(当座、普通、貯蓄等)について、①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額のうち、最少額をコア預金(平均満期2.5年、最長5年)としています。また、コア預金を除いた流動性預金については、平均満期1.5か月(0.125年)、最長3か月(0.25年)としていることから、流動性預金全体の満期については、平均満期1.3125年、最長5年の取引として金利リスクを計測しています。
- 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約については考慮していません。
- その他の前提
通貨別に算出した金利リスクの正値のみを単純合算しており、通貨別の相関等は考慮していません。また、リスクフリーレートの金利ショック幅と割引金利の金利ショック幅を同一と見なしており、割引金利の相関やスプレッドの変動は考慮していません。なお、ΔEVEは全ての通貨を対象としておりますが、ΔNIIは定量的および定性的な重要性評価の観点から、資産の5%未満かつ12ヶ月以内に満期(または金利更改)を迎える割合が低い通貨については計測対象外としております。内部モデルの使用等はなく、ΔEVE・ΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提事項はないものと認識しています。

- その他の事項
銀行勘定の金利リスクは、ΔEVE・ΔNIIに加え、100BPVおよび金利リスクを含めた市場リスクをVaRにより計測しています。100BPVは、金利が一律に1%上昇した場合の現在価値の変動の大きさと方向を表しており、月次で計測しています。なお、行動オプションについては、ΔEVE・ΔNIIと同様に考慮していません。VaRについては、観測期間5年、保有期間120日、信頼区間99%の分散・共分散法により月次で計測しています。また、有価証券に係る非線形リスクを考慮するとともに、四半期毎にバックテストを実施し、必要に応じて乗数補正を行うなど、マーケットリスクを適切に計測しています。なお、信頼水準を99.9%に引き上げた場合や相関を考慮しない場合など、ストレステストを四半期毎に実施し耐性を検証しています。2020年3月末におけるΔEVEの最大値は7,144百万円(前期末比+305百万円)となり、当期の重要性テスト結果は36.120%と基準値の20%を超過していますが、上記のとおり適切にリスク管理をしており、また、規制資本を除いた自己資本の余裕状況および有価証券の含み損益の状況等から、問題ないものと認識しています。

IRRBB1:金利リスク

項番	単位/百万円			
	イ		ロ	
	ΔEVE		ΔNII	
	当期末	前期末	当期末	前期末
1 上方パラレルシフト	7,144	6,838	221	—
2 下方パラレルシフト	0	0	0	—
3 スティープ化	6,129	5,483	—	—
4 フラット化	—	—	—	—
5 短期金利上昇	—	—	—	—
6 短期金利低下	—	—	—	—
7 最大値	7,144	6,838	221	—
	ホ		ヘ	
	当期末		前期末	
8 自己資本の額	19,778		21,556	

(注)「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(2019年2月18日)による改正を受け、2020年3月末からΔNIIを開示することとなりました。このため、開示初年度につき、当期末分のみを開示しています。



用語解説

「自己資本の充実の状況等」に関する用語集

コア資本

コア資本とは、質の高い資本のことを指し、パーゼルⅢに基づく自己資本比率規制において、出資金および内部留保等を中心とした損失吸収力の高い資本のみで構成される資本のことをいいます。

ALM

ALMとは、あらゆるリスクを考慮して資産・負債を総合管理することです。金利動向や為替の変動などを予測し、例えばリスクが発生したときでも損失を最小限にとどめ、収益の極大化を目指すことをいいます。

債務者区分

お取引先の財務状況、資金繰り、収益力等により返済能力を総合的に勘案し、その状況等により正常先・要注意先・破綻懸念先・実質破綻先・破綻先に区分することです。なお、要注意先には、その他要注意先と要管理先が含まれています。

リスク・ウェイト

自己資本比率算出にあたり、法律で定められた資産ごとの掛け目のことです。自己資本比率規制で総資産を算出する際に、保有資産ごとに分類して用います。

リスク・アセット

リスクを有する資産(貸出金や有価証券など)を、リスクの大きさに応じた掛け目を乗じ、再評価した資産金額のことをいいます。

エクスポージャー

エクスポージャーとは、金融資産のうち市場の価格変動リスクにさらしている資産の割合のことをいいます。

適格格付機関

自己資本比率規制において、金融機関がリスクを算出するにあたって用いることができる格付を付与できる格付機関のことをいいます。金融庁長官が、適格性の基準に照らして適格と認められる格付機関を適格格付機関に定めています。

ポートフォリオ

ポートフォリオとは、目的に合わせて資産を分散することをいいます。

モーゲージ・サービシング・ライツ

モーゲージ・サービシング・ライツとは、住宅ローンを証券化した場合に銀行が計上する将来の回収代手数料の現在の価値のことをいいます。

CVA

CVAとは、Credit Value Adjustment(クレジット・バリュー・アジャストメント)の略で、デリバティブ取引の時価評価において、取引相手先の信用リスクに応じてデリバティブ取引に加える時価の調整のことをいいます。

金利リスク

金利リスクとは、市場金利の変動によって発生する「資産価値(現在価値)の変動」や「将来の収益に対する影響」を指します。資金の調達・運用後のリスクと、期日後の再調達・再運用のリスクに分かれ、金利の変動により損失が発生する懸念とその割合のことをいいます。

信用リスク

信用リスクとは、貸出等を行っているお取引先や当金庫が購入した債券等の発行者の倒産・財務状況の悪化等により、貸出資産や債券等の価値が減少ないし消失し、当金庫が損失を被るリスクのことをいいます。

市場リスク

市場リスクとは、金利、株式、為替など市場価格の変動によって、保有資産の価値が変動し損失を被るリスクまたは将来の収益が変動し損失を被るリスクのことをいいます。

流動性リスク

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。

オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、通常業務を遂行する中で従業員の活動、システムまたは外生的な事象により損失を被るリスクの総称を指します。当金庫では、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスクおよび風評リスクをオペレーショナル・リスクと定義しています。

パーセンタイル値

パーセンタイルとは、計測値の分布(ばらつき)を小さい方から並べてパーセントで見た数字のことで、99パーセンタイル値は、99パーセント目の値のことをいいます。

金利ショック

金利リスクを計測する際に想定する金利の変動をいいます。

コア預金

コア預金とは、普通預金や決済性預金など預金者の要求によって随時引き出しが可能な預金のうち、引き出されることなく長期間にわたり滞留する預金のことをいいます。

BPV

BPVとは、Basis Point Value(ベース・ポイント・バリュー)の略で、金利が1ベース・ポイント(0.01%)変動した場合における債券の現在価値の変化額のことをいいます。

VaR

VaRとは、Value at Risk(バリュー・アット・リスク)の略で、将来の特定の期間内に、ある一定の確率の範囲内で、ポートフォリオの現在価値がどの程度まで損失を被るかを過去のある一定期間ごとのデータをもとに、理論的に算出された値をいいます。

ΔEVE

EVEとは、Economic Value of Equity(エコノミック・バリュー・オブ・エクイティ)の略で、Δ(デルタ)は変化量を意味しています。金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。

ΔNII

NIIとは、Net Interest Income(ネット・インタレスト・インカム)の略で、Δ(デルタ)は変化量を意味しています。金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12カ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。

信用金庫法施行規則に基づく開示項目

このディスクロージャー資料は、信用金庫法規則に規定されている信用金庫のディスクロージャー開示項目に基づいて作成されています。その基準における各項目は以下のページに掲載しています。

1. 金庫の概況および組織に関する事項	八. 担保の種類別の貸出金残高
(1) 事業の組織 …………… 34	および債務保証見返額 …………… 資 9
(2) 理事および監事の氏名および役職名 …………… 34	二. 使途別の貸出金残高 …………… 資 9
(3) 会計監査人の氏名または名称 …………… 資 7	ホ. 業種別の貸出金残高
(4) 事務所の名称および所在地 …………… 38~39	および貸出金の総額に占める割合 … 資 9
2. 金庫の主要な事業の内容 …………… 20~22	ヘ. 預貸率の期末値および期中平均値 … 資 9
3. 金庫の主要な事業に関する事項	④ 有価証券に関する指標
(1) 直近の事業年度における事業の概況 … 14~15	イ. 商品有価証券の種類別の平均残高 … 該当なし
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標	ロ. 有価証券の種類別の残存期間別の残高 … 資 10
① 経常収益 …………… 資 1	ハ. 有価証券の種類別の平均残高 … 資 10
② 経常利益または経常損失 …………… 資 1	二. 預証率の期末値および期中平均値 … 資 10
③ 当期純利益または当期純損失 …………… 資 1	4. 金庫の事業の運営に関する事項
④ 出資総額および出資総口数 …………… 資 1	(1) 中小企業の経営の改善および
⑤ 純資産額 …………… 資 1	地域の活性化のための取組みの状況 … 6~13
⑥ 総資産額 …………… 資 1	(2) リスク管理の体制 …………… 28~29
⑦ 預金積金残高 …………… 資 1	(3) 法令等遵守の体制 …………… 30
⑧ 貸出金残高 …………… 資 1	(4) 金融ADR制度への対応 …………… 27
⑨ 有価証券残高 …………… 資 1	(5) 経営者保障に関するガイドラインの活用状況 …… 9
⑩ 単体自己資本比率 …………… 資 1	5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項
⑪ 出資に対する配当金 …………… 資 1	(1) 貸借対照表、損益計算書
⑫ 職員数 …………… 資 1	および剰余金処分計算書 …………… 資 2~6
(3) 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額およびその合計額
① 主要な業務の状況を示す指標	① 破綻先債権に該当する貸出金 …………… 資 12
イ. 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、	② 延滞債権に該当する貸出金 …………… 資 12
実質業務純益、コア業務純益およびコア業務	③ 3カ月以上延滞債権に該当する貸出金 … 資 12
純益(投資信託解約損益を除く。) … 資 8	④ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金 … 資 12
ロ. 資金運用収支、役員取引等収支	(3) 金融再生法開示債権の状況 …………… 資 12
およびその他業務収支 …………… 資 8	(4) 自己資本の充実の状況等 …………… 資 13~19
ハ. 資金運用勘定ならびに資金調達勘定の	(5) 次に掲げるものに関する取得価額
平均残高、利息、利回および資金利鞘 … 資 8	または契約価額、時価および評価損益
二. 受取利息および支払利息の増減 …… 資 8	① 有価証券 …………… 資 11
ホ. 総資産経常利益率 …………… 資 8	② 金銭の信託 …………… 資 11
ヘ. 総資産当期純利益率 …………… 資 8	③ 規則第102条第1項第5号に掲げる取引
② 預金に関する指標	(デリバティブ取引等) …………… 資 11
イ. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、	(6) 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額 … 資 9
その他の預金の平均残高 …………… 資 8	(7) 貸出金償却の額 …………… 資 9
ロ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金および	(8) 会計監査人の監査 …………… 資 7
その他区分ごとの定期預金の残高 … 資 8	(9) 報酬等に関する事項(報酬体系について) … 資 7
③ 貸出金等に関する指標	(10) 直近の事業年度における財務諸表の正確性およ
イ. 手形貸付、証書貸付、当座貸越	び財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確
および割引手形の平均残高 …………… 資 9	認した旨の代表者署名 …………… 資 6
ロ. 固定金利および変動金利の区分ごとの	
貸出金の残高 …………… 資 9	

※資=資料編